

令和3年10月12日



令和元年中の全国の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)数は 899 名で、そのうち「逃げ遅れ」による死者数が過半数を占めています。そのため、火災を早期発見し速やかな避難が可能となるよう、現在、消防法及び市町村の条例により、すべての住宅について住宅用火災警報器などの設置が義務付けられています。

火災から大切な命を守るため…

住宅用火災警報器を設置し適正な維持管理を行いましょう！

住宅用火災警報器の設置率 (令和3年6月1日現在)			
全	国	83.1%	
長	野	県	79.4%
千曲坂城消防本部		76.0%	



■住宅用火災警報器の設置が必要な場所

- 寝室に使用する部屋 ※就寝に使用しない居間、来客時にのみ使用する部屋は除く。
- 寝室がある階の階段

■住宅用火災警報器の取り付け位置

【天井に設置する場合】

壁やはりから 0.6メートル以上離れた天井に設置してください。

【壁に設置する場合】

天井から 0.15メートル以上 0.5メートル離れた壁に設置してください。

【エアコンなどの吹き出し口付近に設置する場合】

エアコンや換気扇の吹き出し口から 1.5メートル以上離して設置してください。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、
とりカエル。



問い合わせ先
千曲坂城消防本部
予防課 予防係
電話 026-276-0119